

日本郵政公社民営化後の各機関の分類について

平成 19 年 10 月の日本郵政公社民営化に伴って設立・組織改編された郵政関係各機関の国民経済計算（SNA）上の部門分類については、以下のとおりとしたい。

1. 部門分類案

19 年 10 月時点における分類は以下のとおりとし、20 年 2 月公表予定の 19 年 10～12 月期四半期別 GDP 速報（1 次速報値）から適用

旧組織		⇒	新組織	
日本郵政株式会社	中央政府		日本郵政株式会社	公的企業 (非金融)
日本郵政公社 (郵便業務)	公的企業 (非金融)		郵便事業株式会社 郵便局株式会社	
日本郵政公社 (郵便貯金業務、簡易 生命保険業務)	公的企業 (金融)		郵便貯金銀行 (株式会社ゆうちょ銀行) 郵便保険会社 (株式会社かんぽ生命保険) 独立行政法人郵便貯金・簡易生 命保険管理機構	公的企業 (金融)

2. 考え方

他機関の部門分類との整合性を保つ観点から、わが国 SNA における現行の分類基準（資料 5）を基本として整理した（なお、持株会社については、わが国の基準においてこれまで明示的に扱われていなかったが、今回、具体的事例が生じたことから、新たな基準を追加した）。

加えて、93 SNA マニュアルにおける関連箇所（資料 6）や諸外国における取り扱い（資料 7）との整合性についてもチェックを行った。

(1) 日本郵政株式会社

① 民間部門／公的部門の分類

わが国 SNA における現行の分類基準に照らすと、「出資・株式保有」「役員任命・認可権」「経営方針決定権」「政府の代行業務」のいずれの基準も満たしており、公的部門に分類する条件を満たす。また、93 SNA マニュアルに照らせば、政府による株式保有が 50% を超えている点だけで、公的部門とするのに十分である。したがって、日本郵政(株)は公的部門（一般政府又は公的企業）に分類するのが適当である。

（上記のように整理することは、諸外国における民営化の移行期間中の取り扱い

とも整合的である。)

②一般政府／公的企業の分類（金融／非金融の分類を含む）

93 SNA マニュアルにおいて、金融機関とは主に金融仲介活動または補助的金融活動に従事する企業と定義されており、わが国 SNA においては、その具体的な指標として「金融資産が 90%以上」という基準を設けている。しかしながら、ここでは持株会社のケースが想定されていないことから、別途持株会社に適用する基準を設ける必要がある。93 SNA マニュアルにおいても、一般的定義とは別に、持株会社の分類はそれが支配する法人グループの主な活動によって判断するとされていることから、これをそのまま適用することとした。

ここで、日本郵政(株)が支配する子会社 4 社の従業員規模をみると、郵便事業(株)の約 10 万名、郵便局(株)の約 12 万名に対し、(株)ゆうちょ銀行は約 1 万 2 千名、(株)かんぽ生命保険は約 5400 名であり、全体として当該グループの主活動は非金融活動であると判断されることから、日本郵政(株)は金融機関には該当しない。

また、SNA において、持株会社は市場性の有無を判断するまでもなく企業部門に分類されるものであり、一般政府部門には含まれない。

したがって、日本郵政(株)は非金融法人企業部門に分類するのが適当である。

(2) 郵便事業株式会社

①民間部門／公的部門の分類

わが国 SNA における現行の分類基準では、政府による直接的な所有・支配関係に基づいて民間部門／公的部門の分類を判断することとしているが、ここでは持株会社のケースが想定されていないことから、別途持株会社及びその子会社に適用する基準を設ける必要がある。

具体的には、持株会社を通じた間接的な所有・支配関係も考慮できるよう、現行基準に照らして直接的な所有・支配関係が成立している場合に加え、持株会社を通じた間接保有も含めて政府が議決権の 50%超を保有または支配する場合も、公的部門に分類することとした。

今回のケースでは、政府は日本郵政(株)の全株式を保有し、日本郵政(株)は郵便事業(株)の全株式を保有していることから、間接保有も含めると政府は郵便事業(株)の全株式を保有（支配）しているといえる。したがって、郵便事業(株)は公的部門（一般政府又は公的企業）に分類するのが適当である。

（上記のように整理することは、93 SNA マニュアルや諸外国における分類の考え方も整合的である。）

②一般政府／公的企業の分類（金融／非金融の分類を含む）

わが国 SNA における現行の分類基準に照らすと、「金融資産 90%以上」の基準は満たさないと考えられ、業務内容をもみても金融仲介活動・補助的金融活動には当たらないことから、金融機関には該当しない。一方、「民間に同種の活動がある」

「価格が量・質に比例」「自由意志による購入」のいずれの基準も満たしており、市場性の条件を満たす。したがって、郵便事業(株)は非金融法人企業部門に分類するのが適当である。

(郵便事業(株)においては営業収益が営業原価を上回っている¹ことから、上記のように整理することは、諸外国における分類の考え方とも整合的である。)

(3) 郵便局株式会社

①民間部門／公的部門の分類

郵便事業(株)と同様の考え方により、郵便局(株)は公的部門（一般政府又は公的企業）に分類するのが適当である。

②一般政府／公的企業の分類（金融／非金融の分類を含む）

わが国SNAにおける現行の分類基準に照らすと、「金融資産 90%以上」の基準は満たさないと考えられ、業務内容をもみても金融仲介活動・補助的金融活動には当たらない²ことから、金融機関には該当しない。一方、「民間に同種の活動がある」「価格が量・質に比例」「自由意志による購入」のいずれの基準も満たしており、市場性の条件を満たす。したがって、郵便局(株)は非金融法人企業部門に分類するのが適当である。

(郵便局(株)においては営業収益が営業原価を上回っている³ことから、上記のように整理することは、諸外国における分類の考え方とも整合的である。)

(4) 郵便貯金銀行（(株)ゆうちょ銀行）、郵便保険会社（(株)かんぽ生命保険）

①民間部門／公的部門の分類

郵便事業(株)と同様の考え方により、(株)ゆうちょ銀行及び(株)かんぽ生命保険は公的部門（一般政府又は公的企業）に分類するのが適当である。

(このように整理することは、諸外国における民営化の移行期間中の取り扱いとも整合的である。)

②一般政府／公的企業の分類（金融／非金融の分類を含む）

わが国SNAにおける現行の分類基準である「金融資産 90%以上」の基準を満たすと考えられる。また、業務内容をもみても金融仲介業務が中心と考えられる。したがって、(株)ゆうちょ銀行及び(株)かんぽ生命保険は金融機関部門に分類するのが適当である。

¹ 平成 19 事業年度収支予算書によれば、営業収益 10,621 億円、営業原価 9,247 億円。

² 日本標準産業分類（19 年 11 月改定、20 年 4 月調査から適用）において、郵便局(株)の業務は、「大分類 J－金融業、保険業」ではなく、「大分類 Q－複合サービス事業」に分類されている。

³ 平成 19 事業年度収支予算書によれば、営業収益 6,515 億円、営業原価 5,676 億円。

(5) 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構

① 民間部門／公的部門の分類

わが国SNAにおける現行の分類基準に照らすと、「出資・株式保有」「役員任命・認可権」「経営方針決定権」「政府の代行業務」のいずれの基準も満たしており、公的部門に分類する条件を満たす。また、93SNAマニュアルに照らせば、政府による出資が50%を超えている点だけで、公的部門とするのに十分である。したがって、(独)郵便貯金・簡易生命保険管理機構は公的部門（一般政府又は公的企業）に分類するのが適当である。

② 一般政府／公的企業の分類（金融／非金融の分類を含む）

わが国SNAにおける現行の分類基準である「金融資産90%以上」の基準を満たすと考えられる。また、業務内容をもても金融仲介業務が中心と考えられる。したがって、(独)郵便貯金・簡易生命保険管理機構は金融機関部門に分類するのが適当である。